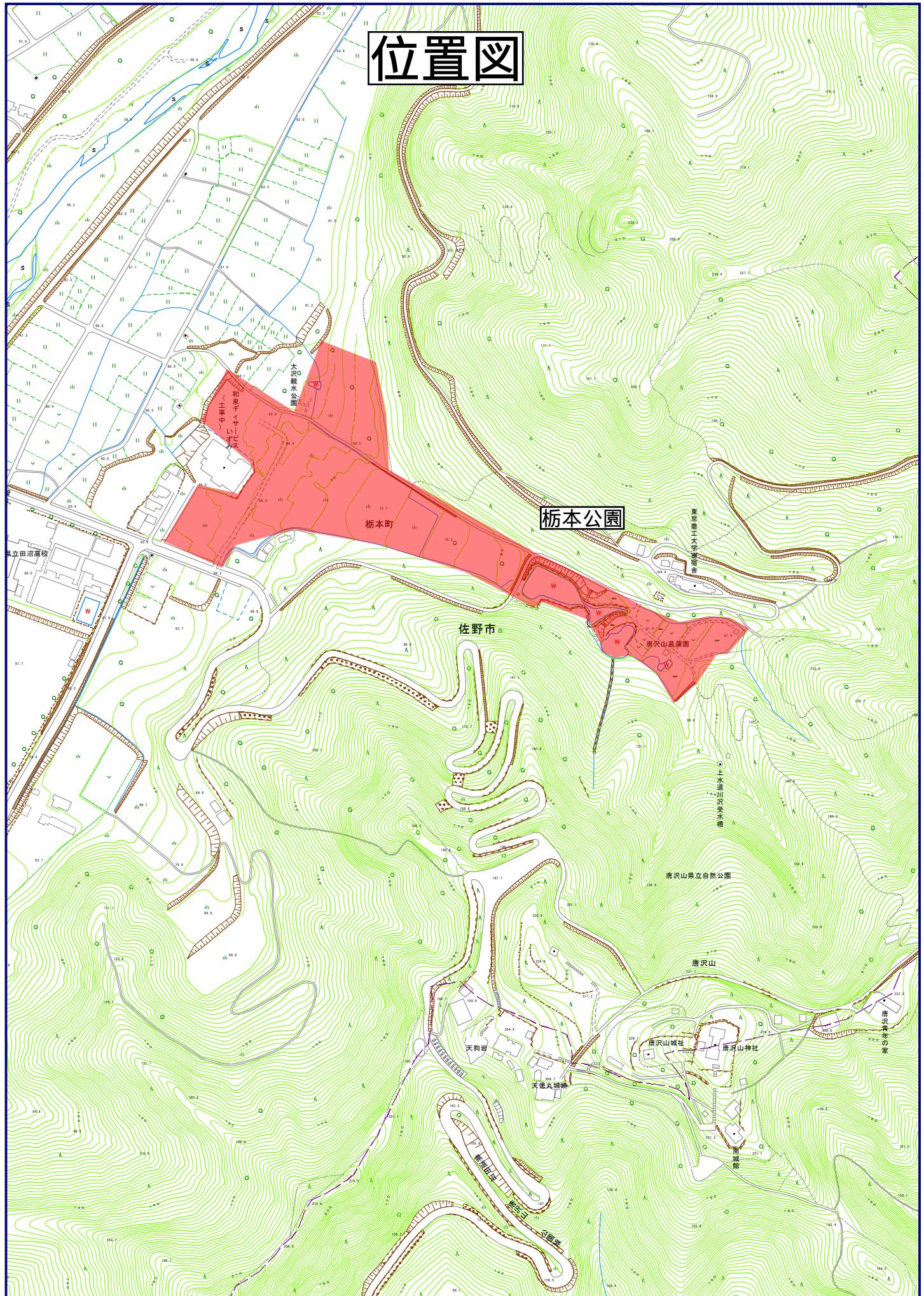


位置図



佐野市都市公園維持 共通仕様書

第1章 総 則

第1節 一般事項

1.1.1 適用範囲

- (1) この仕様書は、佐野市が施行する公園等の維持管理委託作業等に適用する。
- (2) 作業は、それぞれの種別に応じ、本仕様書の定める仕様に従い実行する。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、「栃木県土木工事標準仕様書」及び特記仕様書による。
- (4) 同一種別の仕様について、本仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なるときは、受託者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

1.1.2 費用負担

材料、作業の検査及び官公署等への届出手続に必要な費用は、受託者の負担とする。

1.1.3 法令等の遵守及び手続の代行

- (1) 作業実行にあたっては、関係する法令、条例及び規則などを遵守し、作業の円滑な進捗を計ること。また、官公署等への必要な届出手續等は、速やかに処理しなければならない。
- (2) 作業実行に関して、関係官公署、付近住民、利用者と交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、速やかに監督職員と協議し、その決定に従い実施する。

1.1.4 軽微な変更

現地の状況などにより、作業位置あるいは方法を多少変更するなど、軽微な変更は監督職員と協議の上、実行すること。

1.1.5 関係書類の提出

受託者は、別に定める様式（「栃木県土木工事共通仕様書」）に基づき、監督職員が指示する期日までに関係書類を提出し、承認を受ける。

1.1.6 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈及び本作業の細目については、監督職員の指示に従う。

第2節 着 手

1.2.1 作業の着手

作業の着手は、原則として契約確定日の翌日から起算して30日以内に行う。ただし、作業内容により時期が指定されている場合は、監督職員の指示に従う。

第3節 作業の適正化

1.3.1 施行管理

受託者は、作業工程表により適切な施行管理を行うものとする。

1.3.2 現場の安全管理

- (1) 作業の施行にあたっては、安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。また、交通や来園者等に危険のないように十分注意して行う。
- (2) ガソリン、薬品等の危険物を使用する場合は、その保管及び取り扱いについて、関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずる。
- (3) 作業の施行にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して施行する。万一損傷した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに応急措置を取り、受託者の負担で原形に復旧する。
- (4) 人身事故、災害、または第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置及び二次災害防止措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について、直ちに監督職員に報告する。
- (5) 作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出する。風等で園路や近隣に散乱しないように注意する。
- (6) 架空線（高圧線、通信線等）の影響により、作業の安全性が確保できない場合、関係機関との立会いについて、監督職員に申し出て、協議すること。

1.3.3 過積載の防止

剪定枝葉等の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従う。

1.3.4 実施記録写真

監督職員より実施記録写真の撮影を指示されたときは、作業ごとに施行状況写真を撮影、整理し、監督職員の確認を受ける。なお、写真はカラーとし、作業の実施前、実施後の状態をそれぞれ同じ位置、同じ方向から撮影する。

1.3.5 作業の確認

施行段階の区切り等作業の確認を要する時点において、監督職員の確認を受けること。

第4節 完了

1.4.1 後片付け

受託者は、作業の完了に先立ち、速やかに不要材料を整理処分する。

1.4.2 作業の完了

受託者は、作業完了後、速やかに書類を点検整備し、所定の手続をとる。

第2章 園地管理

第1節 一般事項

2.1.1 植物への配慮

作業にあたっては、対象植物の特性、活力及び環境条件などを勘案し、生きものとしての植物に対する細心の注意と愛情をもって作業を行い、その目的を達するよう努める。

2.1.2 施行時期

各作業は、天候、育成状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう、監督職員と協議の上、進める。

2.1.3 土壌

土壌は植物の生育基盤であり、不用意に乱したり、固結させたりしてはならない。また、ガソリン、セメント、薬品等の有害な物質を混入させてはならない。

第2節 植栽管理

2.2.1 樹木手入

(1) 剪定の基本

- ア 基本剪定は、樹形の骨格作りを目的とするもので、主として冬季剪定に適用し、樹種の特性に応じ最も適切な剪定方法により行う。
- イ 軽剪定は、樹冠の整正、込み過ぎによる枯損枝の発生防止等を目的とするもので、主として夏季剪定に適用し、切詰め、枝抜き等を行う。

(2) 主として剪定すべき枝

- ア 枯枝
- イ 生長の止まった弱小の枝（弱小枝）
- ウ 著しく病害虫に犯されている枝（病害虫枝）
- エ 通風、採光、架線、人車の通行、視距の確保等の障害となる枝（障害枝）
- オ 折損によって危険をきたす恐れのある枝（危険枝）
- カ 樹形形成及び、生育上不必要的枝（冗枝、ヤゴ、胴吹き枝、徒長枝、からみ枝、ふところ枝、立枝等）

(3) 剪定の方法

ア 一般事項

- A)公園樹木は、修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形仕立てとする。
- B)不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」等は原則として行わない。
- C)下枝の枯死を防ぐよう、原則として上方を強く、下方は弱く剪定する。
- D)太枝の剪定は、切断箇所の表皮がはがれないよう切断予定箇所の数 10cm 上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上で切返しを行い切除す

る。また、切り口に水がたまらないようになめらかに処理し、太枝の切断面は、原則として防腐処理する。

E)樹木についている不用になったシュロ繩やワラ、鉄線等は作業にあたり除去する。

F)材質腐朽菌等によるキノコの発生、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した樹木については、監督職員に速やかに報告する。

G)架空線等には十分注意すること。

H)切除した枝葉等は、来園者や交通等の支障にならないよう、速やかに集積し搬出処分する。

イ 剪定の手法

A)切詰剪定

主として新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに、定芽の直上位置で剪定する。ただし、定芽の方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽（原則として外芽、ヤナギ等は内芽）となるよう、注意する。

B)切返し剪定

樹冠外に飛び出した枝の切取り、及び樹勢を回復するため樹冠を小さくする場合等に行い、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切取る。骨格枝となっている枯枝及び古枝を切取る場合は、後継枝となる小枝または新生枝の発生のある場所を見つけて、その部分から先端の太枝を切取る。

C)枝抜き剪定

込み過ぎた部分の中すかし、及び樹冠の形姿構成上、不必要的枝（冗枝）等をその枝の付け根から切取る。

ウ 各種剪定

A)冬季剪定

落葉樹を対象とした樹形の骨格作りを主目的にした剪定で、樹種の特性等に応じた適切な剪定方法により行うこと。

B)夏季剪定

冬季剪定とは本質的に異なる剪定で、外観的な樹冠の整正、込み過ぎによる障害の防止、台風等の強風の風圧低減等のため、やむを得ず行うものであり、適切な道具と方法により、緑陰を保つように行うこと。

C)初夏剪定

常緑樹を対象とした樹形の骨格作りを主目的にした剪定で、樹種の特性等に応じた適切な剪定方法により行うこと。

D)支障枝剪定

樹形の乱れを最低限にとどめる剪定を行うこと。必要以上に切断するこ

とは、一層の支障枝を生むだけでなく、美観も損なうので行ってはならない。

2.2.2 低木手入

- (1)樹木特性に応じて、切詰め、中すかし、枯枝の除去等を行う。
- (2)視距の確保が必要な箇所（園路交差点及び公園出入口付近等）では、成長量を考慮し、視距の確保ができるような刈高、刈幅とすること。

2.2.3 刈込、玉物刈込

- (1)枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈込み後の樹形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を、輪郭線を作りながら刈込む。
- (2)裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。また、針葉樹については萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ、十分注意しながら芽つみ等を行う。
- (3)大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、刈込み後の樹形を十分考慮しつつ刈込む。また、植込み内に入って作業する場合は、踏込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝返しを行う。

2.2.4 ヤゴ取り

ヤゴは、幹または根部に沿って付け根から、剪定ばさみや切り戻し用ナイフ等で切除すること。高さ 2.5m程度以下の胴吹き枝も同様に切除すること。

2.2.5 病害虫防除

- (1)病害虫防除については、定期的に農薬を散布することを廃し、被害を受けた部分の剪定や捕殺等により病虫害防除を行うよう最大限努める。

(2) 剪定防除

幼令期のアメリカシロヒトリ、チャドクガ等が枝葉に集団して生息している場合、この部分の枝葉を、幼虫を落下させないよう注意深く切り取り、速やかに搬出処分する。

(3) 薬剤防除

ア　薬剤の使用に際しては、症状に効果的で、かつ農薬取締法等の関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。（原則として、有機リン系以外のものを使用すること。）なお、使用する薬剤については、事前に監督職員と協議して決ること。ポジティブリスト制度のもとでは、農薬の飛散（ドリフト）防止について、さらに一層の徹底を図る。

イ　事前に病害虫の発生状況を調査し、周辺住民に対して散布の目的、日時、使用薬剤の種類について十分に周知する。散布作業に入る際には、監督職員へ事前に連絡を行うこと。

ウ　薬剤散布の希釀液は、指定の濃度に正確に希釀混合し、枝葉面に細かい水

滴がつく程度にむらなく均一に散布する。

- エ 敷布作業は、必要最低限の区域とし、無風または風の弱いとき（風速毎秒3m以下）に行うなど近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。必要が認められる場合は、飛散軽減ノズルを使用すること。散布に際しては、風下から風に背を向けて風上に歩くように散布する。また、通行人をはじめ対象物以外のものにかかるないよう十分注意して行うこと。
- オ 敷布は夜間または早朝に行う。やむを得ず昼間に施行するときは、気象条件や薬剤の特性に十分注意して、監督職員と打合せの上、行うこと。
- カ 敷布作業時には、立て看板の表示等により、散布区域内に散布作業者以外の者が立ち入らないよう最大限の配慮を行う。特に、散布区域の近隣に学校や通学路等があり、散布時に子どもの通行が予想される場合には、その学校や子どもの保護者に対する周知及び子どもの健康被害防止について徹底すること。
- キ 農薬を使用する場所の周辺に食用農作物が栽培されている場合には、食用農作物への影響防止対策をとる。
- ク 以下の項目について記録し、提出する。また、3年以上保管すること。
 - A) 農薬を使用した年月日、場所、対象樹木、気象条件（天候、風向・風速）等
 - B) 使用した農薬の種類または名称及び単位面積当たりの使用量または希釈倍数

2.2.6 刈込み

- (1) 刈込みは、芝生地内にある樹木、株物、施設などを損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈込む。
- (2) 刈込み高さは、監督職員と協議する。
- (3) 作業に先立ち、芝生地内の紙くず、空き缶等のごみ類や小枝等、芝生地の美観を損なうごみ類を取り除くこと。

2.2.7 草刈

- (1) 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈りむらのないよう均一に刈込む。なお、刈高は監督職員と協議する。
- (2) 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それらにからんでいるつる性雑草もきれいに除去する。
- (3) 周囲への飛散防止対策をとること。

栃本公園植栽管理業務委託特記仕様書

1. 業務委託名

栃本公園植栽管理業務委託

2. 履行場所

佐野市栃本町

3. 業務内容

(1) 機械除草

①機械除草 I (肩掛け式)

5, 220m2 (3回)

②機械除草 II (ハンドガイド式肩掛け式併用)

83, 685m2 (3回)

4. 作業時期

(1) 機械除草

6月、7月下旬～8月上旬、9月の計3回行う。雑草の繁茂が著しい場合は監督者と時期の変更協議を行うこと

数量計算書
(参考資料)

數量總括表

事区分 河川維持工事

総括情報表

頁0-0001

事務所 設計書名 変更回数	04 佐野市 実施設計書 0	当初 32-04007500000-40	
適用単価区分 適用単価地区 適用単価世代	1 実施単価 91 安足土木管内①(旧佐野) 0-040308(0)		
諸経費体系 ファイル名	1 一般公共 R04 栃本公園植栽管理業務委託. ES5	当世代	前世代
前払率 工種 現場環境改善費 市街地補正区分 交通規制区分 ゼロ債務工事に係る補正 週休二日補正区分 契約保証方法 消費税等の率	前金払不可(維持管理) 14 河川維持工事 00 計上しない 12 市街地以外 03 一般交通影響なし 01 補正なし 01 補正なし 03 補正なし 06 10%適用		

32-04007500000-40

数量総括表（設計書）

頁0-0001

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	摘要
本工事					
植栽		1式			Y0WZZ
植栽工		1式			Y0W3D
除草工		1式			Y0W3D2AI
機械除草		1式			Y0W3D2AI59S
機械除草 I (肩掛式)		m 2	5,220		SF055
機械除草 II (ハンドガイド式及び肩掛式)		m 2	83,685		SF060

数量総括表（設計書）

頁0-0002

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	摘要
直接工事費		1式			
共通仮設費(率分)		1式			
共通仮設費計		1式			
純工事費		1式			
現場管理費		1式			
工事原価		1式			
一般管理費等		1式			
一般管理費等計		1式			
工事価格		1式			
工事価格計		1式			
消費税・地方消費税額		1式			
請負工事費		1式			